

平成27年第1回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより、平成27年第1回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で、会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、3番四戸議員と4番松澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、2月26日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番
山田議員

本日招集されました第1回町議会定例会の議会運営等につきましては、先日2月26日開催されました議会運営委員会におきまして協議し、会期については本日3月2日から3月13日までの12日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日3月2日から3月13日までの12日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日3月2日から3月13日までの12日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成26年12月分と平成27年1月分の出納検査の結果報告がありました。次に、平成26年度財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況監査の結果報告があり、その写しをお手元に配付しました。また、日高地区交通災害共済組合議会、日高西部消防組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、あわせてその写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、会期中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について。町長。

町長

それでは、1の要望経過報告をいたします。要望項目ホッカイドウ競馬に関する要望。要望先は、北海道知事、副知事、農政部長、競馬事業室長、北海道議会議長、副議長、日高地域選挙区道議会議員であります。要望月日は1月16日、要望者は日高町村会、日高総合開発期成会として管内7町長で要望してございます。日高管内の軽種馬生産は全国の80%を占めておりまして、競馬産業とともに歩み続け、幾多の経営危機を克服しながら、中央、地方競馬界に良質な競走馬を安定的に供給しながら、今日の日本競馬を支えてまいりました。

平成20年に策定をいたしました、北海道競馬改革ビジョンと平成23年に策定をいたしました、北海道競馬推進プランに基づき、軽種馬生産地に立脚する特色を活かした産地競馬の開催や、門別競馬場のナイター化、屋内調教用の坂路の整備、JRAとの総合販売など、さまざまな事業に取り組み、その成果が着実にあらわれ、最近では単年度での収支均衡が図られるようになってきたところでもあります。特に平成26年度のホッカイドウ競馬の発売成績は計画比で112%と近年では最高の販売成績となっております。競馬事業における収益については、北海道の一般会計に繰り入れするのではなくて、まずはホッカイドウ競馬の経営安定に向けた対策に優先的に活用していただきたいと強く要望したところでございます。この要望に対し、道といたしましては、平成26年度の収支決算については3月いっぱいの方がございますが、最終の決算ではまだ出ていない状況でございます。しかし、地方での大変な努力により、単年度黒字がほぼ確実であり、北海道としても要望事項については、前向きに検討したいとの回答を得ているところでございます。次に2点目の要望事項、JR日高線の早期全線復旧に関する緊急要望であります。要望先はJR北海道本社取締役副社長ほかであります。要望月日は2月25日、要望者は日高町村会、日高総合開発期成会として日高管内7町の町長で要望したところであります。このことについては、すでに新聞等々でご承知のことと存じますが、今年1月8日に北海道を通過いたしました低気圧に伴う波浪の影響によりまして、JR日高線、鷓川から様似間の116キロの区間、特に新冠の大狩部駅から苫小牧方面に3.6キロの地点の線路わきの土砂が流出をいたしまして、全線運休となってございまして、通院、通学に利用している住民生活に支障を及ぼす事態となっているところでございます。1月27日以降については、静内から様似間で列車の運転が一部再開をしておりましたが、さらに盛り土が流出をいたしまして、2月28日から再び不通となっているところでございます。日高町村会、日高総合開発期成会として、長期運休は地域住民に影響がことから、速やかに復旧工事に着手をし、全線復旧を強く要望したところであります。JR北海道本社側では、スクリーン並びに資料をもとに現場の状況を説明がなされてございます。打ち寄せる波によって線路わきの盛り土が下から吸い出されてございまして、線路のレールが3、4センチずれるだけで脱線の危険性があるとのことでございます。復旧するまで、代行バスの確保も含めて、地域住民、特に通学生等の足の確保に努力をしたいという回答でございまして、なお復旧については、現在JR総研に工法等の検討を依頼してございまして、復旧の見通しは未定であるとのことでございます。3月上旬にJR総研から提言がございまして、工法あるいは事業費等が明らかになる予定でございまして、明確になった時点で、また報告していきたいとの回答でございまして、以上で要望経過報告を終わります。

議長

続きまして教育行政報告について。教育長。

教育長

それでは平成26年12月定例会以降における諸般の教育行政についてご報告を申し上げます。学校教育事業等についてであります。まず1点目、体罰に関する実態把握調査結果についてであります。体罰に関する調査につきましては、平成24年度にはじまり、今回で3回目となっているところであります。これまで2回の調査にありましては、北海道内において数多くの体罰としての認知事案が生じているものとなっており、体罰防止に向けた取り組みを推進しているにもかかわらず、依然として解消されないことは大変憂慮される状況といえるところであります。このことに鑑み、本年度におきましても、体罰事故実態把握と事故防止の周知徹底を図ることを目的に、教職員、児童生徒、保護者に対しての調査を実施したものとなっています。本年度調査につきましては、昨年12月の終業式までに小中学校7校に対するアンケート調査票の配布、回収を行うなかで、回答内容の点検確認作業を終えたところであります。回答状況にありましては、すべての教員76名については、いずれも体罰行為はないとするものであります。また、児童生徒及び保護者からの回答にありましては、生徒自身体罰を受けたことがあるか、また、他の生徒が体罰と思われる行為を受けているのを見たことがあるかとするものにおいて、中学生において生徒自身があるとするものが1件、見たことがあるとするものが2件、それぞれあったところであります。行為の内容にありましては、いずれも平手で叩くということでありました。教育委員会におきましては、これらの回答を受けるなかで、関係する生徒及び保護者、そして教職員に対する事実確認をその後行ったところでありますが、この事実確認を終えた時点において、状況、程度等を相対的に検討するなかで、結論といたしまして、体罰には認知すべき事案でないとの判断を行い、北海道教育委員会に対し、調査結果報告書を提出したところであります。その理由といたしましては、生徒自身が体罰を受けた、またそれを見たとする時期がそれぞれあいまいであること、生徒自身が授業中において、教師に対し、わるふざけ的な行動をとっていたということもあり、若干、生徒及び教師の関係において、友だち感覚的ななかでの行為であったものと考えられるところであります。また、程度につきましても軽いものであったと推察できますことから、体罰事案には該当しないものとの結論に至ったものであります。今回の事案にありましては、教員において、叩いたという意識がなく、瞬間的に行為に及んだということになるわけではありますが、生徒指導において、いかなる場合にありましても、叩くという行為が許されないことにおいて、教育委員会といたしましては、該当教員に対し、生徒指導上、疑念が抱かれる行為については厳に慎むこと、また、より良い生徒との関係を築くことについて、学校長ともども注意を促すとともに、指導を行ったところであります。今後とも町内各学校においては、体罰の未然防止に向け、いかなる場合においても体罰は許されないとする共通認識を教職員間で図ることの徹底に努めてまいりたいと考えております。続いて2点目の平成26年度全国体力・運動能力、運動

習慣等調査結果についてであります。本調査にありましては小学校5校の5年生あわせて44名、中学校2校の2年生あわせて54名、合計98名を対象として実施いたしました。調査の内容であります、実技調査となります体力テストの種目については、小学校が握力、反復横飛び、20メートルシャトルランなどの8種目、中学校が持久走を加えた9種目、アンケート調査といたしましては、運動習慣等に関するものとなっております。まず小学生における調査結果となりますが、体格にありましては、男女共に身長及び体重においておおむね全国全道平均と同様となっておりますが、男子の体重において若干肥満傾向がうかがえるものとなっております。体力運動能力面ではありますが、男子児童においては、8種目中7種目で全国全道平均とほぼ同様、もしくは平均以上という結果となっております。女子児童につきましては、ソフトボール投げ及び50メートル走の2種目において、全国全道平均を上回りましたが、他の6種目につきましては、ほぼ同様もしくは下回ったという状況となっております。次に小学生における運動習慣等の調査結果となりますが、男子及び女子児童ともに運動することが好きで、体育の授業につきましてともに楽しいとする回答が全国全道平均を上回る状況となっており、総じて評価いたしますと、小学生はスポーツに興味関心を持ち、活発的であるものと考えます。続いて中学生における調査結果となりますが、体格にありましては男女ともに身長及び体重いずれも全国全道平均を上回るとともに、バランスのとれた体型となっております。体力運動能力面ではありますが、男子生徒においては、9種目合計点の平均では、全国全道と同様となっております。女子生徒にありましては、すべての種目において全国全道平均を上回る、もしくはほぼ同様という結果となっており、非常に体力に優れ運動能力も高いことがうかがえる状況となっております。次に中学生における運動習慣等の調査結果であります、男子にありましては、運動部への所属が全体の72%を占めると同時に、運動が好きであることの回答がされています。また女子生徒につきましては、運動部への所属は全体の50%程度に加えて、運動が好きであるとする回答は3割弱となっておりますが、運動能力的には高い生徒が多い結果となっております。以上調査結果の概要について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、本結果を踏まえるなかで、児童生徒の望ましい生活習慣の確立並びに体力向上への取り組みについて、各学校が主体性を持って実施することができるよう、その環境づくりに努めてまいりたいと考えております。続いて3点目の平成26年度平取町教育奨励表彰被表彰者の決定及び授与式の実施についてご報告申し上げます。本年度における本教育奨励表彰につきましては、1月27日開催の教育委員会議において被表彰者について決定を行い、去る2月25日に表彰授与式を実施したところであります。被表彰者につきましては、別添資料のとおり、スポーツ奨励における9個人となっておりますが、被表彰者にかかわる実績内容についての説明は省略とさせていただきますので、ご了承願います。次に4点目の日高管内教育実践表彰被表彰者の決定についてであります。本表彰につきましては日高管内

の学校教育の振興に功績のあった者に対し、実践表彰並びに特別賞を授与するものでありますが、本年度における被表彰者についてこのたび決定されましたので、平取町関係分についてご報告を申し上げます。平取町における被表彰者につきましては、特別賞といたしまして、先ほどご報告申し上げました平取町教育奨励表彰における被表彰者であります二風谷小学校6年生の小山和馬君となっております。以上長くなりましたけれども昨年12月の町議会定例会からこれまでの主要な教育行政にかかわる報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号平取町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

1ページをお開き願います。議案第1号平取町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例について、ご説明いたします。皆様のお手元に議案第1号の資料がございます。これにて、説明させていただきます。条例制定の背景でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次一括法、平成25年6月7日に成立いたしました。その中で18条において介護保険の一部改正が行われました。この法改正により、地域包括支援センターの職員、運営等の基準については、これまで介護保険法及び厚生労働省令により定められておりましたが、地方分権により実施主体が市町村となり、平成27年4月1日まで市町村の条例で定めることになりました。よって、今回提出させていただきました。根拠となる現行法律の条例ですが、介護保険法第115条の46第4項、介護保険法施行規則第140条の66に基づき制定しております。条例に対する考え方でございますが、今回の条例制定に当たっては、多くの条文において平取町の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特別な事情、地域性は認められないため、原則として国の基準、従うべき基準、参酌すべき基準に基づいて、平取町の条例を制定いたしました。2ページをお開き願います。条例の概要ですが、まず第1条趣旨、第2条基本方針を記載しております。第3条については、人員に関する基準であります。まず一つ目は第1号被保険者の数が3千人以上6千人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を1名ずつ配置しなければなりません。二つ目といたしまして、3職種が協働し、高齢者の状況や環境等に応じ必要な援助等を利用できるように導き、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければなりません。三つ目といたしまして、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないと定めております。以上施行期日は、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審

議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。9番藤澤議員。

9番
藤澤議員 9番藤澤です。資料の裏側にある4、条例案の概要について、この(1)、(2)についてであります。この(1)の3職種が協働し、必要な援助等、利用できるように導くとこの2番がありますが、この協働に対して具体的な取り決め、新しい取り決め等はもられているのでしょうか。伺います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 基本的には、今まで通りの、現行の体制でいきますので、この条例に定めたからといいまして新たに決めたということはありません。通常の、いままで通りの事業の推進の仕方を実施してまいります。よろしくお願いいたします。

議長 藤澤議員。

9番
藤澤議員 藤澤です。ついでと言っはなんですが、平取町の第1号被保険者の数が3千以上から6千未満の中にあるということで、よろしいでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 基本的には3千から6千というのはあくまでも標準でございます。そして、条例の第3条の下の方表にございますが、ここに人口に対する職員はこれだけ以上配置しなければならないということが記載されております。

議長 よろしいですか。ほかございますか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号平取町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号平取町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

3 ページをお開き願います。議案第 2 号平取町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定についてご説明いたします。これについても皆様のお手元にあります資料にて、ご説明いたします。まず、条例制定の背景でございますが、先ほど議案第 1 号で述べましたとおりでございますが、この法の改正により介護予防支援サービス事業所の人員、運営等の基準については、これまで介護保険法、厚生労働省令により定められておりましたが、これも、地方分権により実施主体が市町村となり、平成 27 年 4 月 1 日までに条例を定めなければならないということになり、今回提案させていただきました。根拠となる現行の法律の条項でございますが、介護保険法第 59 条第 1 項 1 号、第 115 条の 22 第 2 項第 1 項、115 条の 24、第 1 項及び第 2 項に基づき制定しているものであります。根拠法令等についてでございますが、これにつきましては指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づいて、作成しているところでございます。条例案に対する考え方でございますが、これも今回平取町の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特別な事情がないということで、国の基準に従い、今回条例を制定しているところでございます。次、2 ページをお開き願います。条例（国）の主な変更点でございますが、指定介護予防支援事業申請者の資格に関する基準でございますが、これは、法人であることを追加しているところであります。それでは平取町の条例案の概要についてご説明いたします。まず第 1 章でございますが、第 1 条から第 4 条まででございます。これにつきましては、趣旨、基本方針等を定めております。第 2 章、人員に関する基準でございますが、まず第 5 条従事者の員数でございます。従業者は 1 人以上の保健師等を置かなければなりません。第 6 条につきましては管理者、管理者は常勤で原則専従のものを配置しなければなりません。次、第 3 章運営に関する基準でございます。これは、7 条から第 31 条まででございます。その中で、第 15 条指定介護予防支援の業務委託でございます。これは、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、中立性及び公正性を図るため、地域包括支援センターの運営協議会の議を経なければなりません。また、事業の運営に当たっては、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取り組みを行う者等との連携に努めなければならない。次、第 31 条の記録の整備でございますが、これは厚生労働省令では、現在、完結の日から 2 年間保存するというようになっておりますが、返還請求権の時効期限が 5 年であることから、5 年間に変更いたしました。第 4 章でございますが、介護予防のための効果的な支援方法に関する基準、32 条から 34 条まで記載しておりますが、この内容につきましては、ケアプラン作成に当たり、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならないということが記載さ

れております。次、第5章、基準該当介護予防支援に関する基準、35条でございますが、以上これを定めております。施行期日ですが、平成27年4月1日から施行となります。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました質疑を行います。質疑はありますか。9番藤澤議員。

9番藤澤議員 9番藤澤。7ページの第15条(1)において、地域包括支援センター運営協議会というものが設置をされており、次ページの8ページ2行目において、この議をこれははかると読んでよろしいですか。はかるといふことは何ごとかの不利益、いわゆる従業員に対して職場の働いている人に対して何らかの不利益等がこうじた場合に、この運営協議会をもって、是正勧告なり、それに近い指導ができるのかどうかお伺いします。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 運営協議会につきましては、各団体の組織で構成されている団体でございますが、そういうことがあれば基本的にはその運営協議会に諮りまして、勧告ということにはなりません、その中で議論をして、指導していくというような考え方でおります。以上です。

議長 9番藤澤議員。

9番藤澤議員 なぜ、質問を申し上げたかと申しますと、・・・において常々・・・(マイクなし)議員同士では話、会話をしているところではありますが、例えば報酬の問題にしても、いわゆる世に言う格差もあるのかなということもございまして、この運営協議会については、直接指導はできないにしても、身分の保障たる責任のある協議会の中身であってほしいと、これはお願いであります。以上です。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 今後ですね、議員のおっしゃるとおり、当然それなりの効力を持ったかたちで進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほかございせんか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号平取町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

17ページをお開き願います。議案第3号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。これにつきましてもお手元の資料でご説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。まず、条例の一部改正について説明する前にですね、第6期の介護保険料についてご説明をいたします。介護保険料基準額及び所得段階についてということでございます。介護保険料は介護保険事業計画により3年ごとに見直すこととなっており、平成27年度から29年の3か年間に見込まれる介護保険給付費等に基づき必要な保険料額を算出しております。保険料基準額については、第5期、24年から26年ですが、3千円ございました。第6期につきましては、平成27年から29年度まで、これは3500円に改定いたしました。年額の保険料額を定めるものがございます。年額4万2千円ということになります。所得段階については第5期において国の標準は6段階であり、特例段階実施により平取町も8段階にしておりますが、第6期は所得水準に応じた、きめ細やかな保険料設定を行う観点から、国の政令が改正され、標準段階がこれまで6段階から9段階に見直されることとなりました。平取町の6期における段階設定については、国の標準段階通り9段階とし、段階ごとの所得基準に基づいて国の標準どおりといたします。なお、6期において今後さらなる高齢化に伴い、介護費用増加と保険料負担水準上昇が避けられないなか、制度を持続可能にするためにも、介護保険法の改正により、公費を投入し、低所得者の保険料軽減を行う仕組みが、今後設けられることとなります。平取町では国の予算措置等が行われた後、国の基準に従い、軽減措置を図る予定で、公費による低所得者の軽減による条例改正は6月の議会に提出させていただきたいと考えております。別紙資料を見ていただきたいと思います。ご説明いたしました保険料の標準6段階から標準9段階の見直しでございます。上段の分については、現行の平取町の5期の保険料となっております。第1段階から第6段階まででございます。その中に特例が設けられております。3段階のところと4段階で特例が設けられております。それが今後、27年度からですね、その下段になろうかと思いますが、第1段階から第9段階ということになります。その率につきましては、0.5から1.7までということになります。第5段階が1ということとなっております。条例案の19ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。これも現行6段階ということでございます。改正案が9段階ということになります。その中

で、第5段階が4万2千円の1.0というところになります。その前後は別紙資料の計数により、金額が変わるような状況でございます。次、18ページの第9条をご覧くださいと思います。これも、別紙の資料でご説明させていただきますが、附則に次の1条を加えるということでもあります。改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置ということでもあります。第9条の1項でございますが、法第115条の45第1項に規定する地域支援事業が改定されたことにより、介護予防サービスの訪問介護と通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、施行日は平成27年4月1日とされておりますが、市町村が条例を定めることにより、平成29年3月31日まで実施することといたします。第2項におきましては、法115条の45第2項第4号から第6号までで規定する在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業の施行日は平成27年4月1日とされておりますが、これも市町村の条例を定めることにより、平成30年3月31日まで、実施することといたしております。この条例は平成27年4月1日から施行ということになります。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号平取町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号平取町債権管理条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第4号平取町債権管理条例の制定についてご説明申し上げます。議案の20ページをご覧くださいと思います。平取町債権管理条例を次のとおり制定するものでございまして、説明につきましては本日配布をいたしました平取町債権管理条例説明資料でご説明をしたいと思っておりますので、そちらのほうをご覧くださいと存じます。この説明資料につきましては左側半分が債権管理条例の条文、右側半分が債権管理条例施行規則の条文となっておりまして、条例の説明とあわせて、この条例の制定に伴い関連する規則の部分についても参考までにご説明をさせていただきたいと存じます。それではこの説明資料の1ページ、左の条例の第1条をご覧くださいと思います。第1条については条例制定の目的及び内容を明らかにしたものでありまして、この条例は町の債権

の管理の適正化を図ることと、公平かつ円滑な財政運営に資することを目的としているところであります。第2条については条例中における用語の定義について定めたものであります。地方公共団体の債権を公債権と私債権に、そして公債権を強制徴収できる債権とそうでない債権に分類して定義をしているのは、時効制度や滞納処分等について債権の種類によってそれぞれ法律上の取り扱いが異なることからこうした分類をしているものであります。次に、第3条については、本条例が債権管理に関する通則的な基本規定であることを明らかにしたものであります。他の法令等に特別の定めがある場合は、その定めが優先して適用されることとなります。第4条については、町の債権の回収を町長及び公営企業管理者の責務としたものであります。次のページをご覧ください。第5条については町の債権を適正に管理するために台帳を整理することを定めたものであります。債権を適正に管理、回収していくためには、その記録を整備しておくことが極めて重要であることから、こうした規定を設けているものであります。台帳の記載事項としましては右に施行規則をのせてありますけれども、第4条の第1号から第10号までとしているところであります。次に左の条例に戻っていただきまして、第6条については、町の債権を適正に管理するために、不納欠損額の見込みを把握する町の努力義務を定めたものであります。次に、第7条については督促について、地方自治法第231条の3第1項及び地方自治法施行令第171条と同一の内容を規定したものであります。右の施行規則第5条をご覧ください。督促は納期限経過後20日以内に発するものとし、その督促により指定すべき期限を10日以内において定め文書により通知することとしております。次に、また左の条例に戻っていただきまして第8条については、督促状を発した場合の手数料について規定したものであります。次に第9条については公債権にかかる延滞金の徴収について、期間の日数、延滞金の割合、端数処理などその計算方法を規定したものであります。次に3ページをご覧くださいと思います。第10条については、延滞金を減免する場合の事由について規定したものであります。次に第11条については、詐欺や不正行為により徴収を免れた者または徴収事務を妨げた者に対する過料を定めたものであります。次に、第12条についてですけれども、強制徴収公債権の滞納処分等については、地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分の例により、強制徴収できるので、私債権等とは別個に規定したものであります。第13条をご覧ください。第1項については私債権の管理方法を明確化するために、基本法令である地方自治法施行令第171条の2を条例化したものであります。第13条第1項中、督促をした後、相当の期間を経過しても履行されないときの期間を規則の第6条で1年を限度とすることと規定し、1年以内に強制執行等の措置をとらなければならないとしたものであります。次のページをご覧くださいと思います。左の条例のほうをご覧ください。第1項の最後の行にその他特別の事情があると認める場合は、この限りではない。ということで、強制執行等の手続をとらない場合の特別の事情を条例横の

規則第8条をご覧いただきたいと思いますが、分割納入誓約に基づく定期的な弁済がなされている場合とし、この場合は、強制執行等の手続をとらなくても良いこととしたものであります。次に条例に戻っていただきまして、第2項についても、第1項と同様に、基本法令である自治法施行令第171条の3から171条の7までを条例化したものであります。次に、第3項については支払督促の申立てが督促異議の申立てにより、訴訟に移行する場合に、迅速に対応するべく、専決処分をすることができる旨を規定したものであります。次に第14条については、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、権利の放棄に関し条例に特別の定めを設けたものであります。債権回収が将来にわたり期待できない、実質的に徴収不能の債権については、むだな経費や労力を費やすことなく速やかに債権を放棄し、債権の適正な管理と効率的、効果的な回収を図る必要があることから、本条を定めたものであります。本条第1項第1号にいう、これに準ずる状態とは生活保護を受給していないが申請すれば、受給が認められると推測される状態をいうものであります。次に、第2号にいう責任を免れたとは町が強制執行等の法的手続により、債務者に対して弁済を求めることができないという意味となっております。次に、第3号において、対象債権を私債権に限定しているのは、否強制徴収公債権の時効による消滅については、地方自治法第236条第2項により時効の援用を要しないからであります。本条第1項第4号及び第5号にいう債務者が無資力とは資産がないか、資産があっても価値がない、かつ収入が生計や事業を維持するに足りないことをいうものであります。また、同じ号にいうこれに近い状態とは、債務を弁済すると、生活や事業を継続できないなど、無資力に準ずる状態をいうものであります。次に同じ号にある資力の回復が困難とは、収入や資産が増加する特段の事情、すなわち就職、転職、相続、贈与などがえない場合は、資力の回復が困難と判断するものであります。次に、本条第1項第5号にいう徴収停止後相当の期間を経過してもなお債務者の状況が変わらない場合は、債権を回収する見込みがないと考えられるため、債権を放棄できることとしたものであります。関連する規則の条文として右の規則第9条をご覧願います。この徴収停止の措置を取った日から相当の期間を規則で1年以上と規定したものであります。次に第2項については私債権等を放棄したときの議会への報告義務を定めたものであります。報告事項としましては右横に施行規則をのせてありますけれども、第10条の第1号から第5号までとしているところであります。次のページをご覧願います。条例に戻っていただきまして、第15条については条例を施行するために必要な細目については、町長に委任することを定めたものであります。また、条文の委任を受けて施行規則を制定することとしたものであります。次に、議案に戻っていただきまして議案の24ページの附則をご覧願います。附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。次に附則の2としまして本条例の施行に伴い、平取町税外収入金の徴収に関する条例を廃止しようとするものであります。次に附則の3の経過

措置としまして第14条の私債権等の放棄の規定については、この条例の施行の際に現に発生している私債権についても適用するものであります。附則の4の延滞金の割合の特例としては、延滞金の割合を本則の規定にかかわらず、当分の間、地方税の延滞金の例による割合とするものであります。以上、平取町債権管理条例の制定についての説明を終了しますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 質疑を行います。質疑はありますか。9番藤澤議員。

9番 藤澤議員 9番藤澤。資料の4ページになります。私債権等の放棄、14条(1)、これは、いわゆる生活保護を受けているかまたこれに準ずる状態にあつていわゆる回収が不可能であるということが、放棄することになるんでしょうけども、例えば一例として、過去に相談にのつたことがあるんですが、生活保護を受けることによって、前日までの困窮が緩和された。受けることによって。仕事がなくてできなくて、生活保護を申請して受けるようになったと、いうことになれば当然、その前日よりは決まったものが入る。これに対して、任意で、天引きができないにしても、これから千円でも払いますよ、という方がおられたら、この放棄というのは当然放棄されないで、善意でもらい続けるということになると思うんですが、そのへんはどうなんでしょう。

議長 税務課長。

税務課長 あくまでも任意ということで、議員おっしゃるとおり、受けることはできるというふうに考えております。以上です。

議長 ほかにございますか。6番千葉議員。

6番 千葉議員 6番千葉です。今回の条例制定にあたりましてですね、私なりに1点だけちょっとお聞きしておきたい。ちょっと危惧してる場合がございます。やはり条例を制定してですね、さまざまな公的な料金の滞納に対してですね、取り組んでいく。これはもう、もちろん当然のことですけれども、私はもう一つ町としてですね、やっぱ忘れてほしくないなと思うことは、やはり町民との滞納者であってもですね、信頼関係、特にお話し合いをできるような関係を構築していく、これがあつてはじめてですね、この債権条例、生きてくるものだというふうに私は考えているんですけども、その辺が手薄にならないような方向、方法、特に職員の数も当然今の時代、公務員の数が限られて、特に税務課あるいはそのまちづくり課の関係、徴収していくような、部署の関係、この辺のことについてですね、やはり話し合い、基本やっぱりこういったもの適用していく前の話し合いに対してですね、やはりもう少し踏み込んだですねかたちで債権

者との話し合いができないものか、さまざまな、私も事情存じ上げておりますけども、そういった考えのもとにですね、やはり人と人、町民と役所の関係を重視していただきたいなと思ってますけども、そのことについての考え方を改めて伺っておきたいと思います。

議長

税務課長。

税務課長

ただいまのご質問ですけれども、この資料の13条見ていただきたいんですけども、13条、強制執行等にかかわる規定というふうになってます。先ほども説明したんですけども、1年を限度として強制執行するよと、強制執行の中身としては、差し押さえその他になるんですけども、この資料の4ページの2行目に、その他特別の事情があると認める場合、これも先ほど説明したんですけども、その認める場合として規則でですね、その横の規則の第8条で条例第13条第1項に規定するその他特別の事情があると認める場合とは、前条に規定する合理的な分割納入誓約に基づく定期的な弁済がなされている場合とするということで、計画的に納入されてる人についてはですね、話し合いによって計画的に納入されている人については強制執行しないということになってますので、その辺も含めてですね、今までもそうだったんですけど、今後も含めてきちっと誓約をしたなかでですね、滞納者ときちっと話を、協議をしたなかで適正に取り扱っていききたいというふうに思ってますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

6番千葉です。今課長申し上げたとおりですね、さまざまな事情があつてですね、それにあてはめながら、役所のほうも、行動あるいは言動に移していくというふうに私も考えておりますけども、どうか機械的な処理にだけはならないような方法でですね、できる限りなかなかお会いできない人とかもいる事情もわかりますけども、そのことに対しては、やはり一考の余地があるのかなというふうに思ってますので、良い方向でいくことを願ひながら、この条例制定に対しましてですね、これからしっかりと取り組んでもらいたいと思ってます。

議長

税務課長。

税務課長

はい、今議員さんおっしゃるとおり、適正に協議したなかで、適正に取り扱っていききたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

ほかございますか。質疑を終了します。次に、討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号平取町債権管理条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号平取町自治基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり
課長

議案第5号平取町自治基本条例の一部を改正する条例について説明をいたします。26ページをお開き願います。平取町自治基本条例の一部を改正する条例、平取町自治基本条例、平成20年平取町条例第17号の一部を次のように改正するものでございます。条文説明の前に若干の経過等をお話させていただきたいと存じます。平成20年4月1日に施行されました町政運営の基本理念や制度運営の原則を明らかにする本条例でございます。その第38条の見直し規定で、4年を超えない期間ごとに条例が平取町にふさわしく、地域の情勢に適合しているかどうかを検討するということになってございます。すでに施行後6年を経過しようとしている状況ではありますが、本年度本格的に住民からなる検討委員会、庁舎内でのプロジェクトチーム等の検討を経まして、見直し作業を行い、さらに住民説明会などでの意見等を集約し改正をさせていただくものでございます。全般的に条文そのものに大きな改正はございませんが、両常任委員会でも説明させていただいたとおり、各条文の趣旨に沿ったそれぞれの立場での実践と取り組みが重要との認識を新たにいたしまして、必要な関係条例の整備や仕組みづくり等に今後、真摯に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。それでは、28ページの比較表にて説明をさせていただきますので、改正欄をご覧ください。目次を追加してございます。一般的な条例の策定手法として、章を設ける場合、目次を付すというのが通常になっているということでございまして、今までなかったことから、今回改正で目次を付させていただいたということにしております。次に、基本原則、第4条でございます。第1項第2号の次に第3号として、次の一語を加えます。以下の号を繰り下げるとしてございます。第3号、協働。町民と町は、それぞれの自主性を尊重しお互いに補い合う協働のまちづくりをすすめることを基本とします。を加えます。これは条例の前文に協働の精神を基本とするということが謳われておりますが、さらにこれからのまちづくりには、町民との協働の推進が重要になるとの判断から、協働を基本原則として位置づけるということといたしました。次に第3章の名称を第4条の基本原則に協働を加えたことから、町民参加と協働としております。29ページの一番上のほうでございます。その次でございますが、次に第10条町民参加の権利の条文です。これは、条文の表現の整理として改正をさせていただくもので、も

とも本条文には青少年、子どもにもその年齢に応じた参加が必要であるとの趣旨があることから、第3項の満20歳未満の町民はそれぞれの年齢にふさわしい町政運営に参加する権利があります。を削除いたしまして、第1項に表現を統合しまして、第1項にそれぞれの年齢にふさわしいという文言を加えることにしてございます。次に、基本原則にも協働を追加したことから、第15条でございますが、協働に関する条文を追加してございます。第15条、町民と町は相互理解のもと、共通の目的を持って、それぞれの役割を担いながら、協働を推進します。をつけ加えております。先にも申しましたけれども、前文にも謳われている協働の精神を明確にする意味からも、協働の1条を追加しております。第15条を追加したことで、旧の15条を16条に、以下条文も1条ずつ繰り下げてございます。次に改正案の欄の第17条、総合計画でございます。この条文に議会の議決を経るという文言をつけ加えてございます。これは地方自治法の改正によりまして、総合計画の基本構想は議会の議決事項から削除されたということでございます。あくまでも自治体の判断によるものとされてございますが、平取町のまちづくりの根幹となる総合計画の基本構想、基本計画は、今までどおり、町的意思を決定する最高機関としての議会の議決を経ることを明確に規定することとしてございます。次に、31ページをお開き願いたいと思います。改正案の第27条、議会の役割と責務の条文中、3項の町政への町民意思の部分でございますが、この条文の趣旨は変更しておりませんが、言い回しを整理させていただきまして、町政への町民意思という表現に変更してございます。改正案の第29条、政策会議の第2項を平成24年度に設置されております政策会議の要綱に整合性を図った改正を行っております。会議の招集を議会運営委員会の委員の中から選出された座長という文言を追加してございます。改正案の第30条、議会の会議第1項中、現行では議員への質問及び意見を述べさせるという表現でございますが、これでは議員からの質疑に対して答弁者側が意見を言えると受け取ることが難しいという表現になっていると判断いたしまして、この部分を、議員の質疑及び質問に対し意見を述べさせることができると、いうふうに改正してございます。改正案の31条、議会の情報公開、第3項を町民に対してできるだけ速やかに多様な媒体を活用し、という表現といたしまして、議会に関する情報を公開する手段といたしまして、現在の情報通信の技術などの多様な媒体等を大いに活用したスピード感のある手法で公開することを趣旨として追加してございます。以下も条文を1条ずつ繰り下げまして、基本条例としては39条の構成として、改正を行うものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。改正部分についての説明は以上でございますけれども、冒頭申し上げました条文の改正は行わない箇所につきましても、検討委員会などからの意見、今後の取り組みについて、各常任委員会でもおしらせさせていただいておりますけれども、この条例の認知度を向上させる上で、解説書の改定、町内各種団体等への説明なども積極的に行ってまいりたいと考えてございますので、今後とも条例の管理運営

に関し、議会のご理解とご協力をお願いしたいと考えてございます。議案第5号平取町自治基本条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきましたので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第5号平取町自治基本条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第6号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、33ページをお開き願います。今回の条例の一部改正につきましては、平成26年度におきまして、町内振内地区と紫雲古津地区に農業研修生用の住宅が新たに1棟2戸ずつ建設され、2月末に完成したことにより、条例の一部改正をしようとするものであります。それでは改正内容を説明いたしますので、35ページの新旧対照表をご覧ください。第3条、名称及び位置の表に新たに建設された住宅を追加するものでございます。名称は平取町振内第二農業研修生住宅と平取町紫雲古津第二農業研修生住宅、位置につきましては沙流郡平取町振内町90番地7と、沙流郡平取町字紫雲古津175番地5であります。次に別表第5条関係、これは家賃の決定についてでございますけれども表にそれぞれ追加をいたします。住宅名につきましては平取町振内第二農業研修生住宅と平取町紫雲古津第二農業研修生住宅、管理戸数につきましてはそれぞれ2戸、建設年度は平成26年度、規格は3LDK。家賃、月額につきましては2万円であります。附則といたしましてこの条例は平成27年4月1日から施行するものであります。以上、平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例について説明をいたしましたので、よろしくご審議願います。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第6号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第7号平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第7号平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例、ほか議案第8号、9号、10号、12号につきまして、関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。このたびの条例の改廃は法律の改正に伴うものでありますので、各条例案の内容をご説明いたします前に、52ページをご覧くださいと思います。この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う町条例の改正等についての資料によりまして、法改正の趣旨と概要及び町条例改正の要旨についてご説明いたします。はじめに法改正の趣旨であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づきまして、地方教育行政の組織及び運営に関して、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方自治体の長と教育委員会との連携の強化など制度の改革を行うものであります。平成27年4月1日に法律が施行されるものであります。法改正の概要といたしまして、1番、教育行政の責任の明確化であります。(1)で現在の制度における教育委員長と教育長を一本化して新たな教育長を置き、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものであります。(2)といたしまして、新制度による教育長は町長が議会の同意を得て直接任命、罷免するもので、任期は3年であります。(3)教育委員会から教育長に対し、教育委員会会議の招集を求めることができ、教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告するものであります。2番目といたしまして総合教育会議の設置・大綱の策定であります。(1)町長は総合教育会議を設けることとし、会議は町長が招集し、町長及び教育委員会によって構成するものであります。(2)町長はこの総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を策定するものであります。(3)総合教育会議は、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行うものとするものであります。3番目、経過措置といたしまして(1)現在の制度における教育長は、教育委員としての任期満了時まで在職するとともに、教育委員長を含め現在の制度はその時点まで継続するものであります。(2)教育公務員特例法第16条、これは教育長の給与等を定めた条文であります。これは現在の制度における教育長が在職する間は、その効力を有するものであります。次に、町条例改正の要旨であります。1番目といたしまして、現在の制度による教育長の給与または期末手当の特例については、町長等とは別にそれぞれ条例を有しておりましたが、支給根拠が町長等と同一のものとなりましたため、町長等の条例の中に新制度における教育長にかかわる規定を追加す

るものであります。2番目、現在の制度による教育長の旅費につきましては、一般職の規定を適用しておりましたが、特別職の規定を適用するための対象条文の文言整理を行おうとするものであります。3番目、新制度の教育長任命とともに廃止される、教育委員長の報酬にかかわる条例の文言の整理を行おうとするものであります。4番目、新制度における教育長の勤務時間、休暇及び職務専念義務に関して、条例の改正を行うものであります。これにつきましては、教育委員会から提案させていただくこととなります。一番下の※であります。法改正に基づきまして、関係条例の改正を行いますけれども、現在の制度における教育長の任期中は現体制を維持し、改正する条例の適用は任期満了後となる旨の経過措置を設けてございます。続きまして、各条文に沿ってご説明いたしますので、議案の36ページをお開き願います。議案第7号平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案38ページの新旧対照表をご覧をいただきたいと思っております。平取町長等の給与に関する条例は、町長と副町長の給料月額について規定しているものであります。なお、本条例の第3条に教育長の給料月額を加えようとするものであります。なお、金額につきましては、現在規定されているものと同じ金額であります。続いて、議案39ページをお開き願います。

議長

ただいま議案第7号から12号まで内容的に関連するということで説明がされました。そして、今最後に議案第7号についての提案の説明が行われたところであります。それでですね、12号までにつきましてはそれぞれ進めていきたいと思っております。今提案されました議案第7号についての質疑を行いたいと思っております。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第7号平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。休憩します。

(休憩 午前10時49分)

(再開 午前11時00分)

議長

再開します。

日程第12、議案第8号平取町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 平取町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。41ページの新旧対照表をご覧ください。平取町長等の期末手当の特例に関する条例は、町長等の期末手当の加算の割合を15%から5%に引き下げるとともに、支給額の全体を20%削減する特例措置を定めたものがありますが、この条例に教育長を加えようとするものであります。なお、教育長の期末手当の加算の割合及び削減率につきましては、現在規定されているものと同じ内容であり、割合と率は町長、副町長と同じものであり、内容に変更はありません。以上、議案第8号平取町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第8号平取町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第9号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 議案第9号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたしますので、44ページの新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。職員の旅費に関する条例は、特別職及び一般職が公務で出張する際の日当、宿泊料などの旅費について定めた条例であります。これに教育長を加えようとするものであります。内容につきましては、現在規定されているものと同じ内容であります。以上、議案第9号につきましてご説明いたしましたので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

議長 質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、議案第9号職員の旅費に関する条例の一

部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第10号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第10号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案47ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例は、教育委員を含む非常勤の委員の報酬及び費用弁償について定めたものであります。先ほど申し上げましたとおり、法改正によりまして、現在の制度における教育委員長と教育長が一本化して、新たな教育長となることから、条例中、職名の教育委員会委員長に関する規定の文言を削除しようとするものであります。以上、第10号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、議案第10号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第11号平取町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、議案第11号平取町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例についてご説明を申し上げます。平取町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例、これは現行でありますけども、その49ページをご覧ください。平取町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例というふうに全文改正するものであります。このことにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、同法第11条第4項の規定によりまして、新教育長の身分が常勤の特別職の取り扱いとなることから、同法第11条第5項の規定に基づき、勤務時間等及び職務専念義務の特例に関する条例に

改正しようとするものであります。49ページの条例でありますけれども、第2条における勤務時間、休日、休暇等、それから第3条におきます職務に専念する義務の免除、こちらにつきましては、その内容については町の一般職の例に基づくものの内容となっております。附則の1としましては、施行の日につきましては27年4月1日から、附則の2につきましては、経過措置としまして、現教育長の任期が満了となるまでは適用されず、現行どおりであるというふうに規定をされております。説明につきましては以上になりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、議案第11号平取町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第16、議案第12号平取町教育委員会教育長の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第12号、平取町教育委員会教育長の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例についてご説明をいたします。51ページをご覧ください。教育長の期末手当につきましては、議案第8号で申し上げましたように平取町長等の期末手当の特例に関する条例に規定することになりますため現在の平取町教育委員会教育長の期末手当の特例に関する条例を廃止しようとするものであります。附則についてご説明を申し上げます。附則1で条例の施行期日は法律の改正によりまして、平成27年4月1日といたしておりますが、冒頭52ページの資料でご説明いたしましたとおり、適用については、経過措置を設けて、現在の制度における教育長の任期中にかぎりなおその効力を有する、または従前の例によるとし、条例の適用は現在の制度における教育長の教育委員としての任期満了日である平成28年9月30日までは現在の制度を継続しようとするものであります。このことは、本年4月に施行される改正後の法律にあわせて市町村において経過措置の件を含めてあらかじめ関係条例の整備を行う必要があることから、このたび改廃を実施しようとするもので、実際の条例の適用時期と異なるのはこのためであります。以上、議案第12号につきましてご説明をいたしましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いをいたします。

議長

質疑を行いません。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、議案第12号平取町教育委員会教育長の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例については原案のとおり可決しました。

日程第17、議案第13号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第13号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたしますので、はじめに資料に基づきご説明申し上げます。62ページをお開き願います。平成26年度給与改定の概要についてご説明いたします。表の左側が人事院勧告の抜粋でありまして、右側が町の措置方針案であります。町の措置方針案の一番上をご覧ください。職員の給与改定にあたっては、町は従来から国家公務員に関する人事院勧告の内容を尊重してきた経緯があることから、本年度に関しても同様に措置する方針であります。表の左側の人事院勧告(抜粋)の2、給与改定の内容とその考え方のなかで、(1)給料表(2)ボーナス、(3)改定時期につきましては平成26年11月28日開催の町議会臨時会にご提案をし、原案どおり議決をいただいているものであります。次に、63ページをご覧をいただきたいと思えます。この表のうち、この表の左側、3、給与制度の総合的見直しの中段に記載の(2)の災害対応等のため、深夜に勤務した場合の管理職員特別勤務手当につきましては、昨年11月28日開催の町議会臨時会にご提案をし、原案どおり議決をいただいているものであります。3、給与制度の総合的見直しのうち、上段の(1)俸給表の見直し及び下段の(3)実施時期につきましては、日高管内各町の動向を勘案し、本定例会まで提案を留保していたものであります。その内容についてご説明をいたします。(1)俸給表の見直しの①行政職給料表について。行政職給料表は、民間賃金水準の低い地域、青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄の12県の官民格差と全国の格差との率の差を踏まえまして、一般職の給料表の水準を平均2%引き下げようとするものであります。ただし、民間と比較して低い状態にある若年層の給料である、1級全号俸及び2級の初任給に係る号俸の引き下げはありません。なお、3級以上の級の高位号俸は、50歳台後半層における官民の格差等を考慮して、最大4%程度引き下げようとするものであります。②その他、行政職給料表の6級、課長職で5

5歳を超える職員については、現在給料月額の1.5%を減額する措置が行われておりますが、これについて廃止しようとするものであります。(3)実施時期は①給料表については、平成27年4月1日に切り替えとなりますが、ただし、②で、給料引き下げの激変緩和のための経過措置として、本年4月から今後3年間は引き下げ前の現在の給料月額を継続して支給することを内容とする現給補償措置を講ずることとし、具体的には平成30年4月1日から新しい給料表での支給を実施しようとするものであります。63ページ下段の枠外をご覧くださいと思います。町は平成26年11月28日開催の臨時議会において、職員の給与条例の一部改正案を提出した際、日高管内各町の改定状況を見極める必要があると判断し、3月定例議会まで提案を留保しておりました給与制度の総合的見直し(1)及び(3)につきまして、日高管内各町の動向を確認いたしましたところ、新ひだか町は11月臨時議会において、浦河町は12月定例議会において、それぞれ人事院勧告どおり既に改定済みであるほか、その他の4町も3月定例議会に条例改正案を提出することから、当町といたしましても、基本的に人事院勧告に準拠してきた従来からの経緯に鑑み、管内各町と同様に上記のとおり改正しようとするものであります。議案54ページをお開き願います。これが条例案の案文であります。先ほど申し上げましたことを内容とする55ページから61ページまでの給料表に改定することとし、附則において実施時期の経過措置に関する事項を規定しようとするものであります。以上、議案第13号につきましてご説明いたしましたので、ご審議くださるようよろしくお願いをいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なし)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第17、議案第13号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第18、議案第14号平取町診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは議案64ページをお開き願います。議案第14号平取町診療所条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。新旧対照表でご説明いたしますので、66ページをお開き願います。内容につきましては、第2条の表中から名称の平取町貫気別診療所と設置場所の沙流郡平取町字貫気別134番地6を削除しようとするものでございます。貫気別診療所の建物につ

きましては、公共用財産となっております。そして現在、診療所部分、住宅部分ともに使用されていない状況でございます。今後は建物の有効活用のために、財産区分を普通財産に変更しようとするものでございます。なおこの条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。以上議案第14号平取町診療所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第18、議案第14号平取町診療所条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第19、議案第15号町道の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案第15号町道の認定につきましてご説明申し上げます。町道に認定しようとする路線につきましては、路線番号189番荷菜三塚分譲線であります。見取り図でご説明いたしますので、次のページをお開き願います。荷菜三塚分譲線の起点につきましては、荷菜40番地22、終点につきましては40番地18であります。総延長につきましては99.2メートルであります。実延長は96メートル、重用は3.2メートル、幅員は3.64メートルから6メートルであります。この路線につきましては地域の生活路線として必要なことから、新規に認定しようとするものであります。以上で、町道の認定につきましてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第19、議案第15号町道の認定については原案のとおり可決しました。

日程第20、議案第16号平成26年度平取町一般会計補正予算第9号を議題

とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

69ページ、議案第16号平成26年度平取町一般会計補正予算第9号についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3551万8千円を増額いたしまして、予算総額を59億1002万8千円とするものでございます。2項におきましては、補正の款項の区分、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。第2条、繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」によることとしてございます。第3条、地方債の補正は、「第3表 地方債補正」によることとしております。今回の補正でございますけれども、緊急的に対応しなければならない事業に関する、いわゆる通常の補正予算と、それからまち・ひと・しごと創生法の施行によりまして策定いたします地方版総合戦略に関連し、国の平成26年度予算の補正となった地域住民生活等緊急支援のための交付金に関する補正と、この二本立てとなっております。よりご理解いただけるように、これらを分けて、資料なども見ていただきながら、説明をさせていただきたいと存じます。まず、国の補正に関連する以外の補正予算について、歳出からご説明申し上げますので事項別明細78ページをお開き願います。下段でございます。3款1項1目社会福祉総務費8節報償費884万円及び13節の委託料492万4千円の、両方とも減額でございます。これは地域おこし協力隊事業にかかる経費の減額となっております。報償費は実践型地域雇用創造事業支援員分で、当初予算を6名と計上しておりましたけれども、3名の執行となりまして、このうち1名は12月で解任、1名は任命が5月からとなりまして、11か月分の執行となったことからあわせて680万円の不用額が生じ、減額するものでございます。地域文化資源等ネットワーク形成協力支援員分も、当初3名の予算のところ、1名応募がなく、欠員となったことから、17万円の12か月分、204万円の減額、あわせて884万円の減額補正となっております。13節委託料は、協力隊を地域でサポートするコーディネーターへの委託料となっております。こちらも協力隊員が当初予定していた人数に満たなかったことによる減額と、実践型地域雇用創造事業支援員分で350万9千円、地域文化資源等ネットワーク形成協力員分で141万5千円、あわせて492万4千円の減額補正としてございます。次のページをご覧ください。3款1項2目老人福祉費613万9千円の減額でございます。内訳はまず20節扶助費780万円の減額です。これはリニューアルに伴い26年度から実施しましたびらとり温泉での高齢者等の入浴料助成金が当初の見積りでは対象者1800人、入場料450円として24回分、その7割相当が利用するという想定としての1360万8千円を計上しておりましたけれども、27年1月までの実績453万3千円に、月平均利用料から推計いたしました2月3月分の2か月分、130万円を加えまして、26年度の決算見込みが583万4千円となることから、その差し引き額に同節内での不用額2万5

千円を加えまして、不用額780万円を減額するものでございます。その下28節繰出金、介護保険特別会計繰出金166万1千円の追加でございます。居宅介護サービスの受給が増加したことにより、給付費等の不足が生じるということによる一般会計の負担分12.5%を追加するものでございます。それから、次に3款1項6目の生活館費11節需用費、光熱水費120万5千円の追加でございます。これは町内の生活館等37施設の電気料の単価の増が主な要因で増加し、不足を生じる見込みとなったことから、追加補正をするというものでございまして、各管理者には節電に心がけるよう通知をしているところでございます。続いて80ページ5款1項2目農業振興費19節負担金補助及び交付金、経営体育成支援事業補助金804万8千円の減額でございます。本事業は新規就農者、意欲ある経営体などが経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用の機械の整備等の経費を国が直接支援する制度でございますけれども、当初予算では4名分の1200万円を計上しておりましたけれども、2名の申し込みにとどまりまして、880万8千円の不用額が生じております。一方、この事業は平成26年度の国の補正予算事業として、新たな対象者の募集も図っているというところでございまして、補正予算分として1名分76万円が追加になっているということでございまして、差し引き804万8千円の減額としてございます。次に青年就農給付金事業交付金でございますが、これも青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るために、一定期間の所得を確保する給付金を国が給付する制度でございますけれども、当初予算1800万円に対しましての決算見込みが1575万円となったことから、不用額225万円が生じております。ただこれも国の26年度補正対象事業となりまして、27年度前倒し分4件分450万円を追加することから、これも差し引き225万円を追加するという内容になってございます。一つとばして農業者就農対策事業補助金500万円の追加でございますが、これは、後ほど説明いたします地方創生関連の国の補正事業とあわせて補正をするものでございまして、当初予算400万円の2件分800万円を計上しておりますけれども、1件分の利用にとどまったということから400万円を減額すると。それと同時に、後ほど説明いたします国の補正で900万円の追加となることから、差し引きあわせて500万円を追加するとしてございます。その次、5款2項2目林業振興費19節負担金補助及び交付金52万5千円の追加でございます。内訳は、民有林活性化推進事業補助金の造林推進にかかる事業量が増加したということに伴いまして、252万5千円が追加となっております。あわせて、カラマツ材利用促進事業補助金が今年度の利用が見込めないという状況になりましたので、今回200万円を減額するとさせていただいております。差し引きで52万5千円の追加とさせていただいております。とばしまして82ページをお開き願いたいと思います。7款4項3目住宅建設費17節公有財産購入費460万円の減額となっております。これは27年度去場地区の町営住宅建設のための用地取得費を当初予算に計上いたしまして、当該地が農地のた

めに農地法上の許可を受けるべく、諸作業を急いできたというところがございますけれども、その許可取得に時間を要しまして、年度内での契約がどうしてもできないというような状況となったことから、今年度の予算を減額いたしまして、27年度当初予算に改めて計上させていただき、引き続き地権者との交渉及び諸手続きを進めまして、来年度当初で速やかに取得を行いたいと考えてございます。その下12款1項1目国民健康保険病院特別会計繰出金28節繰出金2千万円の追加でございます。これは病院会計の26年度収益的収支決算見込みで3200万円の損失が見込まれるということから、その補てん措置としての追加の繰り出しを行うものでございますけれども、資本的収支で当初予定しておりました病院改築の基本設計分が27年度の実施となったため、その分の繰出金は1200万円減額となりまして、差し引きで今回2千万円を追加するという内容でございます。最後に12款2項7目の平取町ふるさと応援基金25節積立金78万9千円の追加です。平取町ふるさと寄付条例によりましてご寄付いただいた寄付金を積み立てするものでございます。寄付件数が119件となる見込みでございます。当初予算計上の利子分1万1千円とあわせ80万円程度となる見込みから78万9千円を追加いたしまして、積み立てを図るものでございます。これによりまして、平成26年度末での当該基金の残高は1058万2千円となる見込みでございます。以上が地方創生に係る国の補正以外の補正となっております。それではこれから地方創生まち・ひと・しごと創生関連の26年度補正予算について、まとめて説明をさせていただきます。それでは別途お配りしております資料にて説明をさせていただきたいと存じます。ご存知のとおり、まち・ひと・しごと創生法が昨年11月に施行されたということを受けまして、国は地方創生推進に向けてさまざまな展開方針を示しているという状況でございます。まず資料1をご覧くださいと思います。この図のように、国としても長期ビジョン、総合戦略を示しまして、その下、地方も地方人口ビジョン及び地方版の総合戦略を策定するというような内容になってございます。おおむね5か年の政策目標、施策を策定しなさいというようなことになってございます。この総合戦略に関しまして、この下の矢印の白い枠でくくってる分でございますけれども、国もですね、情報支援ですとか、財政支援、それから人的支援を積極的に行うというような状況になってございます。この地方版総合戦略の策定、実施の財政的支援としては、この左下の青い枠がございまして、緊急的取組とそれから27年度、28年度以降という置換的な区分をしております。取り組むということにしてございます。これから説明する当町の予算の補正でございますが、この左下の緊急的取組、経済対策、地域住民生活等緊急支援のための交付金に関して行われるという内容になってございます。次のページをお開き願いたいと思いますが、これは長期ビジョンと総合戦略の全体像でございますので、これはちょっと説明は省略させていただきたいと思いますが、資料1の3ページをお開き願いたいと思います。平成26年度、地方創生関係補正予算の概要図となっております。

右側の青い枠に記載の内容で地方への好循環拡大に向けた、緊急経済対策でございまして、この下にあるとおり3300億円程度の補正予算を組んでいるということでございまして、さまざまな項目が列記されておりますけれども、この下のほうの太い字で書いてあります地方住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生型というのがですね、今後策定する地方版総合戦略の先行型として、今回、補正に盛り込まれるものとなってございます。資料2でございしますが、これは今言いました交付金の考え方ということでございまして、説明を省略させていただきたいと存じます。次に資料3は交付金の概要というようなものになっておりますので、説明させていただきたいと存じます。今回補正を行う交付金の概要でございまして、この二つのタイプでそれぞれの補正を組むということにしてございます。まず地域消費喚起・生活支援型でございまして、これは国の指示といたしましては、この左のところにあるように地域の消費喚起など景気の脆弱な部分にスピード感を持って絞った対応をなさうということになってございます。目的といたしましては地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援に対し国が交付金を交付するというものになってございまして、対象事業といたしましてはプレミアム商品券の発行、それからふるさと名物商品券、旅行券などとなっております。次に地方創生先行型で国の指示といたしましては、しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への取組みを通じて、活性化を促すということにしてございまして、目的といたしましては、地方総合戦略の策定とこれに関する施策の実現を国が支援するとしてございまして、対象事業といたしましては、戦略におけるしごとづくり事業、例といたしましてはUIJターン助成事業としてございまして、双方とも人口、財政力等に基づき配分されるということになってございまして、資料3の2ページをお開き願います。地域消費喚起・生活支援型は国の補正額2500億円でございまして、平取町への配分は1591万5千円となっております。その下、地方創生型は国の補正額1700億円となっております、当町への交付額は2942万円となっております。この交付基準によりまして、平取町としても国の考え方に沿って、26年度内での予算を追加するということになってございまして、ご理解をお願いしたいと思います。3ページ目は対象メニュー例となっておりますので、ご一読いただければというふうに思います。これが、今回補正をする基本となる国の動きということでご理解をお願いしたいと思います。それでは、これらに基づいた具体的な事業について説明をさせていただきますので、資料にお配りしております一覧表でございまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金対象事業という資料でございまして、これについてご説明をさせていただきたいと存じます。地域消費喚起・生活支援型、1番地域商品券の発行事業、事業主体は商工会でございまして、例年実施している事業でもございまして、今回はプレミアム分30%といたしまして、1万3千円の商品券を1万円で3千冊の販売を見込んでいるということです。プレミアム分900万円、それから印刷費など事務費で100万円、事業費は1千万と

なっております。次に、2番平取トマトスタンプ券活用促進事業で、事業主体は商工会、平取トマトスタンプ会で実施しているポイント付与を通常の5倍として、町内の消費喚起を図るものとなっております。事業費は210万円で、ポイント分が200万、事務費が10万円となっております。3の住宅リフォーム支援事業は、事業主体を商工会といたしまして、町内業者を利用しまして、小規模な住宅リフォームを実施する消費者に対し、商品券を発行して、町内経済の活性化を図るというものでございます。対象は20万円から40万円程度のリフォームに対しまして、10万円の商品券を交付するということになっております。50件分で500万、事務費を20万、合わせて520万円となっております。この地域消費型の3件の事業でございますが、ちょっと議案に戻っていただきまして、81ページ。6款1項2目の商工振興費19節負担金補助及び交付金1730万ということで、この部分で追加補正をさせていただいているというところです。表にお戻りいただきたいと思っております。地方創生先行型でございます。1番でございますが、これは起業化支援助成事業となっております。26年度予算にも計上しておりますけれども、会社の設立、新たな事業の開始に対し、かかる経費を支援しようというものでございまして、必要経費の2分の1を助成して100万円を限度とする制度でございます。2件分200万円を計上しております。議案では78ページの上段、2款1項9目の企画費19節負担金補助及び交付金での補正ということになっております。続いて2番、歴史文化遺産を活用した地域活性化事業でございます。事業主体はアイヌ文化振興協議会でございます。事業内容は地域の埋もれた歴史文化調査、伝説・伝承文化の調査、新商品の開発、ヘリテージツアーの施行となっております。事業費は702万円が協議会の負担金となっております。3番の広域観光となっておりますが、訂正をお願いします。広域交流圏ですね、広域交流圏の活性化事業でございます。事業主体はむかわ・日高・平取広域活性化協議会ということで、事業内容は協議会を立ち上げまして、地域交流型観光の拠点で交流人口の増を見込むというものでございます。内容はシンポジウムの開催、都市間シャトルバスの運行となっております。協議会全体の事業費は830万円、このうち平取町が570万円をこの交付金で支出するというものになってございます。この二つの事業は、議案78ページ3款1項1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金1272万円の追加となっております。表にお戻りいただいて、4番農業研修生受入対策事業128万円で、農業研修生の受け入れに関する指導謝金となっております。4万円の8か月分、4名分を計上しております。5番特産物消流対策事業300万円の計上は、特産品のPRやブランドの確立と販売促進を目的として例年実施しておりますトマト和牛フェアの開催経費として、実行委員会への補助金を計上しております。6番農業者就農促進対策事業、農業後継者確保のための設備投資に関する補助金、施設整備分2件800万円分と基盤整備100万円、あわせて900万円の追加となっております。この三つの事業につきましては議案では80ページでござ

ざいますけれども、5款1項2目8節報償費128万円、それから19節の負担金補助及び交付金の特産物消流対策事業補助金300万円。それから農業者就農対策事業補助金で当初予算の不用額が400万円生じておりますので、900万円の追加にこの分を差し引いた500万円を計上しております。表の最後でございますが、7番地場産業振興事業200万円の追加は、規定の制度による試験研究補助金枠を増額追加するものでございまして、議案では81ページ、6款1項3目地場産業振興費19節負担金補助及び交付金、地場産業振興対策補助金200万円の追加となっております。少し長くなりましたけれども、以上が地方創生先行型で計上したものでございまして、この2番を除いては平成27年度当初予算計上を予定しているものでございまして、事業を前倒してさらには拡充して実施するというものになってございます。歳出の説明は以上です。次に、歳入を説明いたしますので75ページをお開き願います。14款2項1目総務費国庫補助金2節企画費補助金4530万円の追加は、今説明申し上げました国の26年度補正に伴う事業に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金で、地域消費喚起・生活支援型が1580万円、地方創生先行型が2950万円となっております。充当率は100%となっております。次に15款2項4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金579万8千円の減ですが、ここで訂正をお願いしたいと思いますけれども、この経営体と青年就農の額がですね、それぞれ逆になっておりまして、経営体のほうが804万8千円の減、青年就農金が225万円の追加ということで、訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。経営体育成支援事業補助金は不用額が生じたことで、880万8千円の減となりますけれども、国の補正で76万追加となりましたので、差し引き804万8千円の減額としております。青年就農給付金事業交付金も不用額が生じたことで、225万円の減額となりますけれども、国の追加補正450万円がありますので、差し引き225万円の追加とさせていただきます。3節林業振興費補助金、21世紀北の森づくり推進事業補助金151万6千円の追加でございますが、これは民有林活性化推進事業補助金に充当される道の補助金、補助率はおおむね60%となっております。次のページをお開き願います。15款2項5目1節商工費道補助金、地域プレミアム付商品券発行事業補助金150万円でございますが、これは消費喚起・生活支援型事業、地域商品券発行事業に充当される北海道の補助金となっております。プレミアム分30%の5%分に充当されるということでございます。17款1項1目1節寄附金、ふるさと寄附金78万9千円はふるさと応援寄附金の決算見込み額を計上してございます。次のページ、19節1款1項1目1節繰越金、前年度繰越金378万9千円の減でございますが、今回の補正予算の財源調整として一般財源を減とさせていただくものです。21款1項2目1節農業債400万円の減額です。新規就農促進対策事業に充当した起債、これを減額に伴い減額するものでございます。歳入は以上でございます。次に繰越明許費を説明いたしますので、72ページをお開き願いたいと思います。第2

表繰越明許費です。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、繰越すとさせていただきますものです。これは先ほど歳出で説明いたしました地域住民生活等緊急支援のための交付金事業10事業を平成26年度国の補正予算に係る事業として、4730万円全額を翌年度に繰越し実施することとしてございます。これにかかわる繰越一般財の額は50万円ということになってございます。最後に第3表地方債補正を説明いたします。新規就農用促進対策事業の限度額を400万円減額いたしまして400万円とするものでございます。これにより補正後の限度額合計を5億6040万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、ここに記載のとおりでございます。以上議案第16号平成26年度平取町一般会計補正予算第9号について説明をいたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 休憩します。再開は1時といたします。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後1時00分)

議長 再開します。先ほどの一般会計補正予算の質疑に入る前に、午前中に説明のありました議案第13号について、総務課長より説明資料についての補足の説明の申し入れがございましたので、これを許可したいと思います。総務課長。

総務課長 資料の一部訂正をお願い申し上げたいと思います。63ページをお開きをいただきたいと思います。平成26年度給与改定の概要の表の下のほうの表であります。右側の町の措置方針(案)の欄の中段、同左、左に同じという意味での同左(平成26年11月28日議会提案)の議決済みの記載の位置であります。左の人事院勧告の抜粋と比較しまして、②のその他のところの位置と読み取れる場所に記載をしてしまいました。これ1行下げてくださいまして、(2)管理職員特別勤務手当と同じ列の場所に1行下げるかたちでお読取をいただきたいと思います。もう一つ、下段の同じく同左(平成27年3月議会提案)がありますが、これにつきましては2行下げてくださいまして(3)実施時期と同じ列でお読み取りいただきますように訂正を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

議長 それでは、午前中に引き続きまして、平成26年度平取町一般会計補正予算第9号の質疑を行います。質疑はございませんか。4番松澤議員。

4番 松澤議員 78ページの3款1項1目委託料地域おこし協力隊活動支援業務委託料のところなんですけども、先ほどの説明で人数が満たないという、ちょっと説明があったんですけども、いま一度募集方法と今のその方たちの活動の現状をちょっ

とお聞きかせください。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それではただいまのご質問に対してお答えしたいと思います。ただいまのご質問については募集方法とそれから現状の活動状況などということで、この点しぼってお答えさせていただきたいと思います。募集につきましては特別委員会などにもお諮りしておりますように、私どもの課といたしましては9名の方々を採用すべく、募集をしているところでございまして、この募集に当たりましては、町のホームページを利用させていただきまして、募集を実施しているということでございます。それで平成25年度からこの事業活動を実施しているところでございますけれども、平成25年度につきましては3名の方々から応募があったということでございます。平成26年度につきましても同様に募集をさせていただきまして、2名の方々が応募してきたということでございます。それぞれ活動の内容といたしましては、農業支援員活動それから6次化農業支援の活動それから都市山村交流の支援活動ということでそれぞれ3名ずつを募集しているところでございますけれども、26年度につきましては、農業支援員が1名、それから25年26年それぞれ6次化農業の支援につきましては1名、そして都市農村、都市山村交流促進支援員、そちらのほうにつきましては3名の募集に対して2名、トータル5名の採用ということで、事業を実施しているところでございます。それぞれコーディネーターをつけまして事業を実施しているところでございますけれども、現状といたしましてはその中の1名が今年1月に別途就職活動を展開しまして、定住をされたということになっておりまして、現状としては4名の方々が活動しているということになっております。これらの活動内容につきましては、先だって地域おこし協力隊の方々の発表会などでもご報告をさせていただいたところでございますけれども、農業支援員については農協のコーディネートのなかで、3年後、自立に向けた活動を展開していくと。それから、6次化農業支援員については、1名が採用されておりました、その方についても、3年後、自立に向けた活動を展開していくということでございます。それから、都市山村交流促進員については、26年27年度で終了年度ということになりますので、自立に向けた活動を展開しているということであります。それぞれ定住に向けた活動を展開しておりまして、一定程度の成果が見込めるのかなというように考えているところでございます。あと金額のほうにつきましては先ほどご説明があったように、それぞれ予定した人数に満たない部分の減額をするということで提案したとおりでございますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長

よろしいですか。松澤議員。

4 番
松澤議員

25年度からって言うてましたけど、私の記憶ではもう少し前から、この制度で、まちづくりのほうでもやってたと思うんですけども、そこから仕事がかわったということでよろしいですか。その前まちづくりでやってましたよね。いまの説明では25年度からのことだったんですけど。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。言い方が適当かどうかわかりませんが、第1次隊と、今来てる方が2回目といいましょうか、2次隊というような言い方をしていますけども、第1次隊については私どもの課が主管課でやらせていただいております、平成23年度に募集をしたということで、今、そもそもの規定では3年間というところがございまして、最初の3人については25年度で終了したというようなところでございます。今アイヌ施策でやってるのは、第1次隊はですね、本当にこうとにかく私どもの町に来ていただいて、そこで自分たちが暮らしていけるような、そういう仕組みを作ってくださいというような、そういう任務だったんですけども、2次隊に関してはさっきもあつたように伝統工芸ですとか、農家ですとか、非常に分野をきっちり指定したというようなこともございまして、担当が分かれたというようなことになってございます。以上です。

議長

ほかございませんか。よろしいですか。質疑を終了します。次に、討論を行います。反対討論はございませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第20、議案第16号平成26年度平取町一般会計補正予算第9号は原案のとおり可決しました。

日程第21、議案第17号平成26年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは議案第17号平成26年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号について提案理由をご説明申し上げます。議案書85ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ764万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9177万9千円にしようとするものでございます。それでは事項別明細書の歳出からご説明いたしますので89ページをお開き願います。11款1項2目償還金23節償還金利子及び割引料、平成25年度療養給付費等負担金の返還金764万9千円の追加でございまして、療養給付費等負担金につきましては一般被保険者の療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金にかかる費用の32%相当が国から助成されるものでございます。平

成25年度分につきましては、平成24年度の実績により1億4413万2299円の概算交付を受けておりましたが、このほど平成25年度分の実績報告の審査が完了し、交付金の確定額が1億3648万2967円となったことから、764万9332円の返還金が生じたため追加するものでございます。次に歳入についてご説明いたしますので88ページをお開き願います。10款1項1目繰越金に764万9千円を追加し、2364万9千円とするものでございます。歳出でご説明いたしました平成25年度療養給付費等負担金返還金の財源を繰越金に求めるものでございます。以上、議案第17号平成26年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第21、議案第17号平成26年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第22、議案第18号平成26年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは、議案第18号平成26年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。90ページをお開き願います。歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4814万4千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものいたします。歳出よりご説明いたします。98ページをお開き願います。2款1項1目居宅介護サービス給付費、負担金補助及び交付金でございます。800万円を補正するものでございます。居宅介護給付費でございますが、これにつきましては、デイサービス、ショートステイ、ヘルパーサービスなどのサービスがございます。これは要介護者の中でショートステイのサービス利用者が年間10名ほど多くなっており、今回800万円を補正するものでございます。次2款1項2目でございますが、これちょっと訂正させていただきます。2款2項1目ということで、訂正をお願いいたします。介護予防サービス給付費でございます。これも19節の負担金補助及び交付金でございますが、居宅介護予防給付費ですが、この内容につきましては、訪問サービス、短期入所サービス、そ

れから通所サービス、それから福祉用具等がございます。この内、デイサービスの利用者がこれも10名ほど年間増えております。このために500万円を補正するものでございます。次に99ページをお開き願います。3款2項2目任意事業でございます。これは委託料でございます。食の自立支援事業委託料でございます。これは在宅で単身の高齢者等を対象に、定期的に栄養のバランスのとれた食事を配達し、食生活の改善や、訪問の際の安否確認などを行っている事業でございます。これにおきましては、配食サービスの利用者が増えており、300食ほど足りなくなり、今回30万円を補正するものでございます。次、歳入についてご説明いたしますので、93ページをお開き願いたいと思います。歳入3款1項1目介護給付費国庫負担金でございます。これは現年度分でございますが、介護給付費の負担金でございます。325万円になっております。これにつきましては、先ほど、歳出でご説明いたしました、居宅介護サービス費800万円の25%、それから介護予防分500万円の25%分、あわせて325万円の歳入でございます。次、下の3款1項3目包括支援事業交付金でございます。これも現年度分でございますが、これは地域支援事業の交付金でございます。任意事業でございます。30万円分の39.5%分、7万1千円の歳入でございます。次94ページをお開き願います。4款1項1目介護給付費交付金でございます。これも現年度分でございます。介護給付費交付金ということでございます。これは40歳から64歳までの保険料を基金として積み立てております。これが、交付金として入ってくるものでございます。居宅介護分800万円分の29%、介護予防の500万の29%分、あわせて377万円の歳入でございます。次、5款1項1目でございます。介護給付費負担金でございます。これも現年度分ということになります。道の負担金でございます。これ道は12.5%ということになります。居宅介護分で100万円、介護予防で62万5千円の162万5千円の歳入でございます。次に95ページをお開き願います。5款1項3目でございます。包括支援事業の交付金でございます。これも道の負担金でございます。30万円の19.75%が入ってきます。3万6千円でございます。次7款1項1目でございます。介護給付費繰入金でございます。これについては、介護給付費繰入金ということで、町の負担金でございます。居宅分で12.5%、介護予防で12.5%、162万5千円ということになります。次に96ページをお開き願います。7款1項3目でございます。包括支援事業の繰入金でございます。これは任意事業に対しまして町分の19.75%、3万6千円の歳入でございます。次に8款1項1目でございます。繰越金でございます。これは、前年度繰越金ということで、保険料の負担ということになります。第1号被保険者分の21%分です。居宅介護で168万円、介護予防で105万円、任意事業で3万7千円の歳入ということになります。次、97ページをお開き願います。9款3項1目雑入ということになります。これは給食サービス利用者の負担金ということであり、1食400円で300食ですから12万円ということになります。以上

で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんかと。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第22、議案第18号平成26年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第23、議案第19号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第19号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第4号をご説明いたします。100ページをご覧ください。第1条、平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第4号を次に定めようとするものでございます。第2条、平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款病院事業収益、既定予定額7億4537万7千円、補正予定額3200万円の増額で計7億7737万7千円となります。第2項医業外収益の補正となり、既定予定額2億9774万3千円、補正予定額3200万円の増額で計3億2974万3千円となります。第3条、平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款資本的収入、既定予定額2512万8千円、補正予定額1200万円の減額で計1312万8千円となります。第1項一般会計負担金の補正となり、既定予定額2441万9千円、補正予定額1200万円の減額で、計1241万9千円となります。支出、第1款資本的支出、既定予定額3096万8千円、補正予定額は1200万円の減額で計1896万8千円となっております。第3項建設改良費、既定予定額2331万6千円、補正予定額1200万円の減額で、計1131万6千円となります。次のページをお開き願います。平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は記載のとおりでありますので、詳細は次のページからの説明書により説明いたしますので、省略させていただきます。次のページをご覧ください。収益的収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益、第2目他会計負担金でございます。一般会計からの繰入金3200万円を増額補正するものでございます。平成26年度の12月末時点での損益収支見込みにより、3200万円ほどの純損失の計上を見込んでおります。それによりまして、資金不足が発生し、その資金不足比率が10%程度になる見

込みなので、この資金不足比率が発生することにより、起債の発行に制限がかかる場合があるため、病院の改築を控え、財源確保のための企業債の発行をスムーズに進めるため、資金不足を解消することを目的に繰入れを予定するものでございます。繰入れを行った場合は、資金不足比率が0.9%程度を見込んでおりますが、今後の収支の状況により1%程度の増減は変動があり得ますので、現時点では純損失の解消できる額の追加繰り入れを予定させていただいております。次のページをご覧ください。資本的収入の第1款、資本的収入第1項、一般会計負担金、第1目一般会計負担金でございます。一般会計からの負担金、いわゆる繰入金になりますが、1200万円を減額するものでございます。減額の理由は支出の項目で説明させていただきます。下段の資本的支出になりますが第1款資本的支出、第3項建設改良費、第2目建設工事費でございます。補正額は1200万円の減額で、1節委託料の病院改築基本設計委託料の減額でございます。平成26年度改築基本設計を予定しておりましたが、改築に係る補助事業での採択を関係機関に要請しておりまして、それにより、補助事業採択の目途がつくまで事業の進行を見合わせていただいておりますが、26年度中の事業の執行ができないので、減額させていただきます。収入の一般会計負担金も同額の減額とさせていただきます。病院の改築につきましては財源確保のため、補助事業に採択されるよう努力しておりますので、ご理解をお願いいたします。以上補正予算第4号の説明とさせていただきますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第23、議案第19号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決しました。

日程第24、発議第1号平取町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8番山田議員。

8番
山田議員

それでは、発議第1号平取町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。まず改正の概要でありますけれども、平取町議会議員における政策会議におきまして、議会の改革等について、協議を進めてまいりました。その中で、各常任委員会の定数についてでありますけれども、それぞれ現行の委員定数では、もし何らかの事由で議員が欠席した場合、少人数で重要案件の審議を行うこととなり、委員会としての議決等に支障をきたす恐れ

があることと、できる限り多くの議員が、情報の共有ができるという目的で、各常任委員会の定数の増を図るものであります。また、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として、新教育長をおくことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条が改正されたことから、平取町議会委員会条例の改正を行うものであります。それでは、改正内容についてご説明申し上げますので最終ページであります新旧対照表をご覧くださいと思います。まず、第2条ですけれども、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の現行の委員数は、それぞれ6名となっております。これを改正後は、総務文教常任委員会を9名、産業厚生常任委員会は8名の委員定数へと改正するものであります。次に第19条ですけれども、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものであります。附則といたしまして、ですけれども、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。第2条につきましては平成27年5月1日、議員の改選期から施行するものであります。また、附則の2番目といたしまして、この改正法律の附則第2条第1項において、経過措置等について定められていることから、現教育長の在任中に限り、改正前の規定を適用するという趣旨の記載をしております。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第24、発議第1号平取町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

日程第25、報告第1号陳情審査の結果報告について、及び

日程第26、報告第2号陳情審査の結果報告について、以上2件を一括して議題といたします。常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

日程第25、報告第1号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第25、報告第1号については報告どおり採択と決定しました。

日程第26、報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第26、報告第2号については報告どおり採択と決定しました。

日程第27、陳情第1号農協関係法制度の見直しに関する陳情について、日程第28、陳情第2号TPP交渉等国際貿易交渉に係る陳情について、以上2件を一括して議題とします。この2件の取り扱いにつきましては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番
山田議員

提出されております陳情2件について、2月26日に開催されました議会運営委員会で協議をしております。結果、以下のとおり、常任委員会に付託して審査することで意見の一致をみております。陳情第1号及び陳情第2号の2件については、産業厚生常任委員会への付託としておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、陳情第1号及び第2号については、産業厚生常任委員会に付託し審査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号及び第2号については産業厚生常任委員会に付託して審査することと決定いたしました。

日程第29、平成27年度町政及び教育行政執行方針の説明に入ります。まず、町政執行方針の説明を求めます。町長。

町長

(町政執行方針について説明。)

議長

休憩します。再開は55分といたします。

(休憩 午後 2時37分)

(再開 午後 2時56分)

議長

再開します。次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

教育長

(教育行政執行方針について説明)

議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会いたします。
ご苦労さんでございました。

(散 会 午後 3時38分)